

高年齢者等職業安定対策基本 方針の一部改正案(概要)

高年齢者等職業安定対策基本方針の改正について（案）

1. 経緯

- 高年齢者等の雇用の安定等に関する法律（昭和 46 年法律 68 号。以下「法」という。）第 6 条（※）に基づき、高年齢者等職業安定対策基本方針（平成 24 年厚生労働省告示第 559 号。以下、「基本方針」という。）が定められている。
- 基本方針は、策定した平成 24 年当時、平成 25 年度から平成 29 年度までの 5 年を対象期間としていたが、未来投資会議等での検討状況を踏まえた改正を行うため、平成 29 年及び平成 30 年にそれぞれ 1 年の期間延長のみを行い、現行の基本方針の対象期間は平成 31 年度で終了することとなっている。
- 現在、令和元年 6 月に閣議決定された成長戦略実行計画や労働政策審議会における議論も踏まえて、70 歳までの就業機会確保に関する法の改正案を通常国会へ提出することを予定しており、基本方針の見直しについては、当該法の改正を踏まえて行うことが適当であることから、今回も基本方針の対象期間を令和 2 年度まで 1 年延長することとする。

※高年齢者等の雇用の安定等に関する法律

第六条 厚生労働大臣は、高年齢者等の職業の安定に関する施策の基本となるべき方針（以下「高年齢者等職業安定対策基本方針」という。）を策定するものとする。

2～5 （略）

2. 概要

- 基本方針中「はじめに」において規定されている基本方針の対象期間について「平成 31 年度までの 7 年間」から「令和 2 年度までの 8 年間」に改正する。
- その他所要の改正を行う。
※ なお、1 年間の対象期間の延長を行った上で、改正後の法の公布後すみやかに改正後の法の趣旨を踏まえた全文改正を行う予定。

3. 根拠法令

法第 6 条第 1 項

4. 告示日等

告示日：令和 2 年 3 月（予定）

適用期日：告示の日